



長野県報

4月8日(月)
平成31年
(2019年)
第3065号

目次

規則

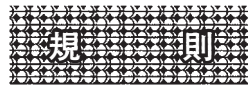
- 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）…………… 2
計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則等の一部を改正する規則（ものづくり振興課）…………… 3

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）…………… 5
自然公園法に基づく公園事業の変更及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）…………… 5
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正（園芸畜産課）…………… 6
基本測量の終了（建設政策課）…………… 7
公共測量の実施（建設政策課）…………… 7
公共測量の終了（5件）（建設政策課）…………… 7
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）…………… 8

公告

- 企画提案公募（プロポーザル）（生活排水課）…………… 8
肥料取締法に基づく肥料の検査結果の公表（農業技術課）…………… 9
土地改良区の定款変更の認可（3件）（農地整備課）……………10
土地改良区の管理規程の変更の認可（農地整備課）……………10
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）……………10
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）……………10
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）……………11
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）……………11



長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第38号

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「床面積に応じた十分な」を「宿泊者の安全上及び衛生上必要な」に改め、同項第3号中「宿泊定員」を「宿泊者の数に応じた数量」に改める。

別表第1の中野市の項中「中野市立図書館」を「中野市立図書館 中野市立図書館北部分館 中野市立図書館西部分館 中野市立図書館豊田分館」に改める。

様式第1号中

説明会・個別説明	説明内容		を

説明会・個別説明

説明内容	住所及び氏名		に、
	住宅の所在地		
	宿泊室の数及び宿泊定員		
	宿泊日数及び期間		
	住宅宿泊管理業者の住所及び氏名		
	本人確認の方法		
	騒音防止の措置		
	ごみの適正な処理の措置		
	火災防止の措置		
	苦情及び問合せに対応する体制		
その他説明内容			
相手方の意見等			

その他

説明内容		を
------	--	---

その他	説明内容	住所及び氏名	
		住宅の所在地	
		宿泊室の数及び宿泊定員	
		宿泊日数及び期間	
		住宅宿泊管理業者の住所及び氏名	
		本人確認の方法	
		騒音防止の措置	
		ごみの適正な処理の措置	
		火災防止の措置	
		苦情及び問合せに対応する体制	
		その他説明内容	
相手方の意見等			

に改める。

様式第3号中 「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」 を 「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」 に改める。
届出番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年4月8日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第39号

計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則等の一部を改正する規則

(計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則の一部改正)

第1条 計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則(平成12年長野県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表の(1) 法第16条第1項第2号のイの規定による検定の項

中 「

22,400円
39,800円

」 を 「

22,500円
40,000円

」 に改め、同表の(2)

法第19条第1項の規定による定期検査の項中 「

22,600円
31,200円
53,900円

」

を 「

22,700円
31,300円
54,100円

」 に改め、同表の(4) 法第116条第1項の規定

による計量証明検査の項中 「

23,600円
38,800円

」 を

「

23,800円
39,100円

」 に改める。

(技術専門校管理規則の一部改正)

第2条 技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「286円」を「291円」に改める。

(長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部改正)

第3条 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則(昭和48年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表の自給飼料作物化学試験の項中「7,200」を「7,300」に改め、同表の寒天の製造に関する理化学試験の項中「740」を「750」に、「8,600」を「8,700」に、「8,600円」を「8,700円」に、「10,000」を「10,100」に、「10,000円」を「10,100円」に改め、同表の木材理化学試験の項中「10,700」を「10,800」に、「10,100」を「10,200」に、「34,400」を「35,000」に、「6,600」を「6,700」に改める。

(長野県都市公園規則の一部改正)

第4条 長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

6,700円
6,300円

を

6,800円
6,400円

に改める。

別表第4の1の(1)の陸上競技用器具の項中

「3,900円」を「4,000円」に改め、同(1)のバスケットボール用器具の項からハンドボール用器具の項まで及び電光得点表示盤の項中「400円」を「410円」に改め、

同(1)の大型映像装置の項中「6,300円」を「6,400円」に改め、同1の(2)の庭球用器具の項及びミニ

サッカー用器具の項中「400円」を「410円」に改め、同(2)のソフトボール用器具の項中「800円」を

「810円」に改め、同(2)の放送設備の項中「700円」を「710円」に改め、同表の2の野

球場の項中

6,200円
3,000円

を

6,300円
3,100円

に改め、同

2の多目的運動場の項中「2,700円」を「2,800円」に、「900円」を

「920円」に改め、同2の総合球技場グラウンドの項中

「

16,000円
12,000円
10,000円
7,200円
3,400円

を

16,300円
12,200円
10,200円
7,300円
3,500円

に改め、同2のやまび

こドームグラウンドの項中「4,900円」を

「5,000円」に改め、同表の3の体育館の項中「6,800円」を「6,900円」に改め、同3の長野県

佐久創造館の項中「5,100円」を「5,200円」に改める。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

第5条 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の3.24」を「100分の3.3」に改める。

(長野県営運動場の利用料金に関する規則の一部改正)

第6条 長野県営運動場の利用料金に関する規則(昭和46年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の1中「3,000」を「3,100」に改め、

同表の2中

9,900
4,900

を

10,100
5,000

に改める。

(長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部改正)

第7条 長野県白馬ジャンプ競技場管理規則(平成4年長野県規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表中

10,000
20,000
41,000
73,000
103,000

を

10,200
20,400
41,800
74,400
105,000

に、「156,000

円」を「159,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

ものづくり振興課